

平成 21 年度 明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	平成 22 年 3 月 26 日 (金) 午前 10 時 30 分～11 時 40 分
場 所	議会棟 第 4 委員会室
出 席 者	安田会長、八木副会長、伊藤委員、茨木委員、辻委員、安谷委員

1. 審議

1. 開会 (10:00)

2. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議し、公開と決定した。
本日の傍聴希望者なしの旨、事務局より報告した。

3. 議事

(1) 審議事項

①改定都市景観形成基本計画 (素案) について
事務局より基本計画 (素案) 全般を説明

(各委員から出された意見、質問等)

【委員】

・ 2 ページ 6 行目、「また」については、「すなわち」の表現にするべきである。また、7 行目文末「～でもあります。」についても、「～です。」とするべきである。

【委員】

・ 3 ページ 6 行目の年号について、「平成 4 年 (1992 年)」を「平成 4 (1992) 年」とう表現にするべきである。・・・以下共通

【委員】

・ 38 ページ 4 行目、「東西に」を「中央を」に、「国道 2 号が走り」を「国道 2 号が東西に走り」とするべきである。

・ 39 ページ 1 行目、「本庁東地域は、」を「本庁東地域には、」とするべきである。主語でないのに主語の表現となっている部分については、同じように表現を変えるべきである。

・ 42 ページ景観資源図について、今回の都市景観賞で受賞した「ラジオ塔」を明記するべきである。

・ 48 ページ 6 行目、文末「定められた地域でもあります。」を「定められ、独自のまちづくりのルールがある地域でもあります。」とするべきである。

【委員】

- ・ 53、54 ページ景観資源図において、歴史ゾーンの色が濃すぎるのではないか。

【委員】

- ・ 60 ページ 7 行目、「区画整理事業により」を「土地区画整理事業及び地区計画により」とするべきである。
- ・ 65 ページ 5 行目、「景観や、」の句読点は不要ではないか。他にも句読点が不要な箇所があるように思われる。

【委員】

- ・ 73 ページ 2～3 行目、「推進方策（施策）を示すことにより、景観まちづくりを推進します。」を「景観まちづくりの推進方策を示します。」とするべきである。

【委員】

- ・ 73 ページの「三者協働」の表現について、上位計画となる長期総合計画や都市計画マスタープランの表現と最終的に表現を整合させるべきである。

【委員】

- ・ 75 ページ《海岸》 3～4 行目、「放水路との一体化を図る」を「放水路と突堤との一体化を図る」とするべきである。

【委員】

- ・ 78 ページ 6～8 行目、「今後、市民意識の高揚や取り組み状況を見据え、その制度が景観形成の推進に有効と判断した時点で活用するものとします。」を「今後の市民意識の高揚と景観まちづくりの進展に応じて実施するものとします。」とするべきである。
- ・ 付録に、市内の地区計画のリストを入れるべきである。
- ・ 本計画について、最終的には CD 化し、また POWER POINT に整理することで、市民に配布したり、市民向けの出前講座などで活用できるようにするべきである。
- ・ 以上、本審議をもって、都市景観審議会としての素案とする。

4. その他

○次回開催日について

- ・ 次回の審議会は、今回の意見を受けて素案を作成し直し、庁内調整を行い大幅な変更点がでた場合はその時点で開催し、また、大幅な変更点がなかった場合は、パブリックコメント後に開催する予定である。

5. 閉会（11：40）